

福島県デジタル社会形成推進実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県デジタル社会形成推進本部（以下「推進本部」という。）が決定した事項を円滑かつ効果的に推進しデジタル社会を形成するため、県のデジタル化に関する基本的な事項を総括的に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 部局等 別表左欄に掲げる機関をいう。
- 二 総室等 別表中欄に掲げる機関をいう。
- 三 課 別表右欄に掲げる課をいう。
- 四 出先機関等 行政組織規則別表第1に掲げる出先機関並びに福島県企業局組織規程（昭和44年福島県企業局管理規程第1号）第3条に規定する事業所並びに福島県病院局組織規程（平成16年福島県病院局管理規程第1号）第3条に規定する病院並びに福島県教育庁組織規則（平成20年福島県教育委員会規則第4号）別表第1に掲げる教育事務所、福島県教育センター、福島県養護教育センター、福島県立図書館、福島県立美術館、福島県立博物館、福島県自然の家、福島県文化財センター白河館、福島県特別支援学校及び県立学校をいう。
- 五 情報機器 コンピュータ、その他これに類するものでネットワークインターフェース（無線LANは所属に無線LAN環境がある場合のみ）を有するものをいう。
- 六 情報システム コンピュータやネットワークで構成された、情報処理又は通信に用いる仕組みをいう。なお、クラウド利用の場合も、これに該当するものとする。ただし、警察本部における情報システム及び、福島県教育センター、福島県養護教育センター、福島県特別支援学校、県立学校における教育分野に関する情報システムは除く。
- 七 データ 情報システムや記録媒体により処理又は保管されるすべての電子的な情報をいう。

(全庁的なデジタル化推進)

第3条 情報統計総室は、推進本部の決定に基づき、全庁的なデジタル化の推進を図るとともに、総合的な調整を行うものとする。

(部局等におけるデジタル化推進)

第4条 部局等（警察本部、海区漁業調整委員会事務局を除く。）は、推進本部が策定するデジタル社会形成に関する計画に基づき、各部局等の情報システムの開発・変更及び情報機器の導入など、情報化に関する事業計画を策定し、これに基づき部局等のデジタル化を推進する。

2 部局等のデジタル化を推進するために、別に定める設置要綱に基づき、部局等（海区漁業調整委員会事務局を除く）にデジタル社会形成推進主任を置く。

(行政分野におけるインターネットの利活用)

第5条 企画調整部長は、行政分野におけるインターネットの利活用基盤の計画的な整備を図り、総合的な調整及び支援を行う。また、広報広聴の推進については、総務部長と協力し、調整及び支援を行う。

(福島県情報通信ネットワークシステムの管理運営)

第6条 福島県情報通信ネットワークシステムの管理及び運営については、別に定める管

理運営要綱の規定に基づき行うものとする。

(情報システムの開発及び変更並びに情報機器の導入)

第7条 情報システムの開発及び変更並びに情報機器の導入は、推進本部が策定するデジタル社会に関する計画及び各部局等のデジタル化に関する事業計画に基づき行うものとする。

(情報システムの開発の協議等)

第8条 各部局等（警察本部を除く。）の長は、当該部局等において次に掲げる事項を実施しようとするときは、別に定める事務取扱要領の規定に基づき、企画調整部長に協議し、審査を受けるものとする。

- 一 情報システムに係る基本計画の策定の外部委託
- 二 情報システムの設計・開発（変更を含む。）及び運用・保守並びにその外部委託
- 三 情報機器の導入（パーソナルコンピュータを除く）
- 四 外部のコンピュータによる事務処理の委託

2 各部局等（警察本部を除く。）の長は、前項の協議を実施した情報システムが運用を開始したときは、システム化の目的及び目標を達成しているかを評価し、その結果を企画調整部長に報告するものとする。

(パーソナルコンピュータ)

第9条 パーソナルコンピュータの導入、運用及び管理については、別に定める調達・管理要綱の規定に基づき行うものとする。

(電子計算機室等)

第10条 情報統計総室に設置する電子計算機室等の管理及び運営については、別に定める管理要領の規定に基づき行うものとする。

(情報機器及び情報サービスの運用管理、データの保護、廃棄等)

第11条 情報機器及び情報サービスの運用管理、データの保護及び廃棄、データの利用及び提供については、「福島県情報セキュリティポリシー（平成24年9月24日福島県電子社会推進本部決定）」を遵守し適切に行わなければならない。

(情報化テクニカルリーダーの設置)

第12条 職員の情報リテラシー向上及び情報セキュリティ対策に関する事務を担うため、別に定める設置要綱に基づき、各部局等の各課及び出先機関等に情報化テクニカルリーダーを置く。

(研修)

第13条 情報統計総室部次長は、必要に応じて人事総室部次長と連携を図りつつ、別に定める実施要領に基づき、デジタル化に関する研修を実施するものとする。

2 総室の部次長（総室のない局等にあっては局長等）又は出先機関等の長は、その所掌する事務に係る情報システムの開発等を行う場合は、これを円滑に行うため情報システム開発等に携わる職員に対し、必要な研修を実施するものとする。

(情報多目的ルームの運営管理)

第14条 情報統計総室が設置する情報多目的ルームの運営及び管理については、別に定める運営管理要領の規定に基づき行うものとする。

(情報機器の利用状況等の報告)

第15条 情報統計総室部次長は、情報通信機器の利用状況その他デジタル化の推進に関して必要と認める事項について、総室の部次長（総室のない局等にあっては局長等）又は

出先機関等の長に報告を求めることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画調整部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月20日から施行する。

2 次の要綱等は、廃止する。

(1) O A推進委員会設置要綱（平成3年4月1日施行）

(2) 行政情報通信ネットワーク運用専門部会設置運営要領（平成3年5月1日施行）

(3) 行政情報データベース検討設置運営要領（平成9年4月1日施行）

附 則

この要綱は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は平成17年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条第1号、第2号、第3号関係）

部局等	総室等	課
総務部 危機管理部 企画調整部 生活環境部 保健福祉部 商工労働部 農林水産部 土木部	行政組織規則第7条第1項中欄に掲げる総室、同条第2項に規定する避難地域復興局、文化スポーツ局、こども未来局及び観光交流局	行政組織規則第7条第1項下欄に掲げる課、同条第3項に規定する避難地域復興局の課、同条第4項に規定する文化スポーツ局の課、同条第5項に規定するこども未来局の課及び同条第6項に規定する観光交流局の課
出納局		行政組織規則第9条第2項に掲げる課
企業局		企業局組織規程第2条に掲げる課
病院局		病院局組織規程第2条に掲げる課
議会事務局		議会事務局組織規程第1条に掲げる課
教育庁		教育庁組織規則第3条に掲げる課
警察本部		
監査委員事務局		監査委員事務局規程第2条に掲げる課
人事委員会事務局		人事委員会事務局組織規則第2条に掲げる課
労働委員会事務局		審査調整課
海区漁業調整委員会事務局		